

令和3年度放課後児童クラブの利用申請を受け付けます。この冊子には放課後児童クラブ利用に係る重要なことが書いてありますので、保護者の方はよくお読みいただき、利用後も令和3年度中は大切に保管してください。

＝特にご確認いただきたいこと＝

- ① 申し込みが急増すると、受け入れの体制が整うまでお待たせすることがあります。その場合は、利用審査基準により必要性が高い方から決定します。
- ② 就労証明書で終業時間が15時(1,2年生は14時)より早い場合はお預かりできません。(長期休業時は8時から19時までの間に4時間以上勤務があればお預かりできます)
- ③ 求職活動中は利用できません。
- ④ R3.4.1 現在満65歳未満の祖父母と同居の場合、保育ができない証明書類がないとお預かりできません。
- ⑤ 利用取消基準は別記(P.2)のとおりです。
- ⑥ 以上のとおり基準がありますが、特別な事情等があればご相談ください。

武雄市放課後児童クラブ一覧

小学校名	児童クラブ名	電話番号	定員(予定)
武雄小学校	武雄児童クラブ	080-8564-0833 0954-22-2301	80
御船が丘小学校	御船ひかりっこクラブ	080-8569-9831 0954-23-8676	80
	御船ゆめっこクラブ	080-8569-9832 090-5921-9576	80
朝日小学校	朝日元気っ子クラブ	090-5921-5798	60
	朝日なかよしクラブ	080-2754-0471	80
若木小学校	若木児童クラブ	080-9240-5868	40
武内小学校	武内児童クラブ	080-2754-0472 080-8362-2796	60
西川登小学校	西川登児童クラブ	080-8569-9833	40
東川登小学校	東川登児童クラブ	090-5735-6336	40
橘小学校	橘児童クラブ	080-8574-9167	40
山内東小学校	風の子クラブ	080-8569-9834	40
山内西小学校	ひまわり教室	080-8569-9835	55
北方小学校	あおぞら教室	090-3070-7799	80

※各クラブの定員は、国の基準に基づき設定しています。

武雄市放課後児童クラブ利用の手引き

1. 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、保護者が仕事等により昼間留守のご家庭のお子様、放課後等を安心して過ごせる生活の場として、市内小学校すべてに設置しています。

このため、保護者が保育できない状況にあることを利用申請等の提出書類により確認し、お子様をお預かりします。

2. 利用できる基準について

放課後児童クラブを利用できる児童は、市内に住所を有する小学校1年生から6年生までのうち、次のいずれかに該当する児童です。

- (1) 児童と同居している保護者等（父・母・65歳未満の祖父母・叔父・叔母等）が昼間に居宅外で働いている場合
- (2) 児童と同居している保護者等（父・母・65歳未満の祖父母・叔父・叔母等）が昼間に居宅内で日常の家事以外の仕事（自営・内職・農業等）をしている場合
※農業は農業所得申告がある方と専従者のみ、自営は営業所得がある方等。

- ・通常日利用の場合、『終業時間が15時（1,2年生は14時）以降』が対象となります。
- ・長期休業のみ利用の場合、『8時～19時までの間で4時間以上就労』が対象となります。
※就労証明書に基づきます

- (3) 母親が妊娠中または産後間もない場合（産前6週（多胎妊娠の場合は14週）、産後8週）
- (4) 児童と同居している保護者等（父・母・65歳未満の祖父母・叔父・叔母等）が疾病、負傷又は心身の障がいをもっている場合
- (5) 親族に疾病、負傷又は心身に障がいのある人がいるため、児童と同居している保護者等（父・母・65歳未満の祖父母・叔父・叔母等）が長期にわたり看護・介護にあっている場合
- (6) 就学のため、児童と同居している保護者等（父・母・65歳未満の祖父母・叔父・叔母等）が日中居宅外にいる場合
- (7) 児童と同居している保護者等（父・母・65歳未満の祖父母・叔父・叔母等）が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあっている場合
- (8) 前各号に類する状態にあると市長が認める場合
※上記要件に該当していない65歳以上70歳未満の祖父母等と同居している場合は、審査基準で減点対象になります。

3. 利用の取消しについて（武雄市放課後児童クラブ条例施行規則第8条）

次の場合、利用を取り消すことがあります。

- ①退所届の提出があったとき。
- ②児童が帰宅した際、留守家庭ではなくなったとき。（上記要件を満たさなくなったとき、産後休暇から育児休業に切り替わったときなど）
- ③児童が放課後児童支援員の指示に従わないとき。
- ④利用料の納入が2月以上ないとき。

4. 開所時間及び休業日

《開所時間》

通常日：学校終了後～19時

土曜日・長期休業・学校代休日：8時～19時

《休業日》

日曜日、国民の祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日

災害等による学校休校日

5. 利用期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日（毎年申請が必要です）

長期休業（春休み、夏休み、冬休み）のみの利用もこの時期に申請してください。

6. 入所までの流れ

《利用申込み》

受付期間…令和2年11月25日（水）～令和2年12月25日（金）

（※土・日・祝は除く）

●市役所窓口での受付

場所：市役所本庁2階 こども未来課

時間：8：30～17：00

◆夜間集中受付

場所：市役所本庁1階 健康課前スペース

日時：令和2年12月10日（木）～11日（金）17：00～19：30

●児童クラブでの受付 各日16：00～19：00

児童クラブ名	日程
風の子クラブ	11月25日（水）
武雄児童クラブ・若木児童クラブ	11月26日（木）
ひまわり教室	11月27日（金）
武内児童クラブ	11月30日（月）
東川登児童クラブ	12月 1日（火）
西川登児童クラブ・橘児童クラブ	12月 2日（水）
朝日元気っ子クラブ・朝日なかよしクラブ	12月 3日（木）
御船ひかりっこクラブ	12月 7日（月）
御船ゆめっこクラブ	12月 8日（火）
あおぞら教室	12月 9日（木）

※新入学児の方も児童クラブでの受付ができます

《利用決定》

提出された資料に基づき、P. 6～7 ページの審査基準表により、必要性が高い方から利用を決定します。利用希望者が多数の場合は、利用できない場合がありますので予めご了承ください。利用の可否については、令和3年2月以降に各家庭へ通知書をお送りします。事前の電話での問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

《児童クラブでの面談》

利用決定通知が届いたら、各児童クラブでお子様の様子のお聞きし、新年度利用に係るお知らせをします。保険料（年額 800 円）の集金を行いますので、必ず3月上旬まで（具体的な日付は利用決定通知と同時にお知らせいたします）に各児童クラブへお越してください。保険料の納入がないと、児童クラブの利用はできません。

※児童調査表（利用決定通知と同封します）と保険料（800 円）持参のこと

7. 申込みに必要な書類

利用を希望される方は、次の書類（P. 8 以降）を提出してください。（書類不備の場合は受けません）

①児童クラブ利用申込書（様式第1号）

②保育ができないことを証明する書類（次表 1～8）

※弟や妹が令和3年度保育所に入園するための証明書をこども未来課に提出済みの場合は不要。

※65歳未満の祖父母と同居している場合には祖父母の証明書類も必ず提出してください。

1	居宅外労働（お勤め）の場合	就労証明書 （農業・自営の場合、確定申告されている方以外は収入を証明する書類等）
2	居宅内労働（自営・内職・農業）の場合 ※農業は農業所得申告がある方と専従者のみ。収入を証明する書類が必要。 ※自営の方は、自営を証明する書類（営業許可証、開業届、ほか収入を証明する書類）が必要。	
3	母親の産前産後休暇の場合	申立書、母子手帳の写し （出産予定日がわかるもの）
4	心身に障がいをもつ場合	申立書、障害者手帳等の写し
5	疾病、負傷により通院・入院が必要な場合	通院・入院証明書
6	親族等の看護・介護の場合	介護（看護）証明書
7	就学のため日中居宅外にいる場合	在学証明書
8	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合	罹災証明書

※様式は、武雄市役所ホームページからダウンロードできます。

※記入漏れや内容についての疑義がある場合は、電話での問い合わせや訪問調査をすることがありますので、あらかじめご了承ください。

8. 利用料金

利用区分		児童一人あたりの利用料
年間を通して利用する方	8月を除く月	月額 3,000円
	8月	月額 6,000円
学校の長期休業日のみ 利用する方	春季休業(4/1～5)	期間 3,000円
	夏季休業(7/21～8/24)	期間 6,000円
	冬季休業(12/25～1/7)	期間 3,000円
	学年末(3/25～3/31)	期間 3,000円

[18時以降料金] 1,000円/月 18時～19時の利用者のみ加算されます。

[土曜日料金] 1,000円/月 土曜日利用者のみ加算されます。

※同一世帯から2人目 半額（加算額含む）、3人目以降は無料

※前年度（R2年度）の市県民税非課税世帯、生活保護世帯は、全額免除の減免措置がありますのでお申し出ください。

※月の途中で入所・退所した場合も利用日数にかかわらず月額の利用料金となります。また、利用がない月も、在籍していれば月額の利用料金がかかります。

9. 納入方法

口座振替（納期限は毎月末日）

※毎月末日（土日祝日の場合は前営業日）に引き落としになります。

※利用料の納入が2月以上ないときは、退所していただくことがありますのでご注意ください。

10. 利用上の注意

①お迎え時間について

お迎えの目安時間を大きく過ぎるときは、必ず児童クラブへご連絡ください。ただし、午後7時を過ぎるとお預かりできませんので、その場合はファミリーサポートセンター（TEL 36-3737 事前登録が必要です）のご利用等ご検討ください。

②欠席連絡について

利用予定日に利用しないときは、必ず児童クラブへご連絡ください。欠席の連絡がない場合はお子様の安全確認のため、周辺の捜索や保護者への連絡をさせていただきますので、忘れずにご連絡くださるようお願いいたします。

③宿題について

児童クラブでは宿題をすることも遊ぶことも大切にしています。宿題をするよう声かけしていますが、保護者の責任においてご家庭での確認をお願いします。なお、宿題を教えることはできませんのでご了承ください。

④退所するとき

児童クラブの利用が必要でなくなったときは、退所届を提出してください。翌月から利用料の支払いはありません。

⑤感染症による出席停止、学級閉鎖の場合

インフルエンザ等感染症による出席停止の場合や、集団感染による学級閉鎖になった場合は、次の登校日まで放課後児童クラブの利用はできません。

学級閉鎖となり下校になった日はお預かりしますが、感染拡大防止のため、早めのお迎えをお願いします。

⑥警報発令時等風水害時の対応について

学校に登校後、警報発令等により集団下校となった場合は児童クラブでお預かりしますが、被害が広がらないうちに早めのお迎えをお願いします。

また、臨時休校となった場合は、放課後児童クラブも閉所します。児童の安全を最優先に、学校の措置に従い判断いたします。ご家庭での対応をお願いします。

土曜日や長期休業中は、武雄市教育委員会で判断し、状況に応じお知らせします。

⑦申請内容を変更するとき

住所や氏名など申請した内容に変更が生じた場合や、利用期間の変更を希望される場合は、速やかに児童クラブ利用申込書（変更に○を付ける）を再度提出して下さい。

11. 別表

【審査基準表】

番号	類型	細目	保護者の状況	指数
1	居宅外労働	通常利用	週4日以上就労し、終業時間が15時(1,2年は14時)以降	50
			週3日就労し、終業時間が15時(1,2年は14時)以降	30
		長期休業利用	週4日以上就労し、8時～19時の間で4時間以上勤務	50
			週3日就労し、8時～19時の間で4時間以上勤務	30
2	居宅内労働 (自営・内職・農業等)	通常利用	週4日以上就労し、終業時間が15時(1,2年は14時)以降	40
			週3日就労し、終業時間が15時(1,2年は14時)以降	20
		長期休業利用	週4日以上就労し、8時～19時の間で4時間以上勤務	40
			週3日就労し、8時～19時の間で4時間以上勤務	20
3	出産		出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合場14週間)から、出産後8週間	50
4	障がい等	心身障がい	身体障害者手帳1級または2級、精神障害者手帳1級等を所持しており、常時保育が困難	50
			身体障害者手帳3級、精神障害者手帳2級以下等を所持しており、常時保育が困難	40
5	疾病等	疾病・負傷	入院中である(入院中のみ)	50
			常に安静を要し、自宅療養である	40
6	介護等	介護・看護	寝たきり又は重度の心身障害がある親族を居宅内で常時介護している	50
			入院中である親族の入院付き添いをしている(15時以降)	40
7	就学		就学又は技能取得のため通学している(15時以降)	50
8	罹災		震災その他の災害を受けた自身の住居等の復旧に従事している	60
9	その他	特別な支援	児童相談関係機関が児童虐待等により特別の支援を要すると認める世帯	60
		その他	児童福祉の観点から、市長が特に保育の必要性が高いと判断した時	60

(備考)

- 1 保護者が複数個所に就労している場合であって、それぞれの就労の日が異なるときは、それらの就労日数を合算した日数により、又は、それぞれの就労の一日の就労時間が異なるときは平均時間により、保護者の状況の区分を適用する。
- 2 保護者が一日のうちに複数個所に就労している場合にあつては、1箇所の就労とみなしてそれぞれの就労時間を合算し、保護者の状況の区分を適用する。

【加算・減算項目】

番号	状況	指数
1	週 5 日利用の必要がある	+30
	週 4 日利用の必要がある	+20
	週 3 日利用の必要がある	+10
2	ひとり親世帯又はこれに準じる世帯である	+50
3	利用を希望する児童が 1 年生である	+50
	利用を希望する児童が 2 年生である	+40
	利用を希望する児童が 3 年生である	+30
	利用を希望する児童が 4 年生である	+10
4	利用を希望する児童が心身障害児等である※ 1	+50
5	65 歳以上 70 歳未満の一定の条件※ 2 を満たさない祖父母と同居している	-50
6	利用を希望する児童又は同世帯の児童に係る放課後児童クラブ利用料を正当な理由なく 2 か月以上滞納している	-30

※ 1 心身障害児等とは、障害者手帳をお持ちのほか、特別支援学級の児童、通級教室や放課後等サービスをご利用の児童

※ 2 一定の条件とは、審査基準表 1～9 に準ずる

武雄市内の民間放課後児童クラブのご案内

事業所名	住所	対象	電話番号
メリッタ児童クラブ	武雄市朝日町大字甘久 1331 メリーランドタケオボウル内	武雄小・御船が丘小 朝日小・北方小	(0954) 26-8560
こども絵本図書館 うらら（詩楽）の森 「青空塾」	武雄市山内町大字大野 6995-1	山内西小・山内東小	(0954) 45-0717

☆利用の詳細については、各施設へ直接お問い合わせください

病児・病後児保育のご案内

☆病児・病後児保育施設 テトテ

※小学3年生まで利用できます。

○住所：武雄市武雄町大字富岡 12415-1

遊学舎 武雄こども園敷地内

○電話：080-4328-2020

○時間：月～土曜 8:00～17:00

※日曜・祝日・8/12～15・12/29～1/3 は休み

○利用料：1日、1回の利用につき 1,000円

（生活保護世帯、住民税非課税世帯の方は無料）

○定員：1日当たり6名